

(委任状をお持ちの個人が郵送請求をする場合)

1 委任状（委任者をご記入ください）

- ・ ホームページ上の委任状を印刷してお使いください。
- ・ 印刷が難しい方は、同じ内容を明記した便箋等でもかまいません。（次ページを参照）
- ・ 請求する理由・用途はできるだけ詳しくお書きください。

〈例〉 パスポート申請のため／〇〇資格取得のため／公的年金の裁定請求のため／児童扶養手当の申請のため
／〇〇の死亡に伴う相続手続に〇〇の出生までさかのぼった戸籍が必要なため 等

- ・ 記載内容を証明することのできる資料を送付していただくようお願いする場合があります。

2 戸籍謄本等請求書

- ・ ホームページ上の「戸籍に関する証明書の請求書」（個人郵送用）を印刷してお使いください。
- ・ 印刷が難しい方は、同じ内容を明記した便箋等でもかまいません。（次ページ参照）
- ・ 記載内容を証明することのできる資料を送付していただくようお願いする場合があります。

3 請求する方（代理人）の有効期限内の本人確認書類のコピー

〈例〉 運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳、在留カード、特別永住者証、等。

- ・ 返送先となる現住所（住民登録地）が確認できるものとしてください。
- ・ 現住所が確認できないため、パスポートは本人確認書類として利用できません。
- ・ 令和7年12月1日をもって従来の健康保険証は有効期限が切れましたので、本人確認書類として使用できません。

4 手数料（支払方法は①または②のいずれかを利用してください）

- ・ 戸籍や附票は一人あたり複数存在する場合がありますが、手数料はそれぞれ必要になります。
- ・ 料金は当ホームページ下部の「主な戸籍証明書の交付手数料」を参照してください。

①クレジットカード決済

- ・ 品川区ホームページの「クレジットカード決済はこちら」から進み、完了メールに記載されている「申請番号」を戸籍謄本等請求書の【右上】に手書きして、発送してください。
- ・ クレジットカード決済をただけでは請求したことになりません。戸籍謄本等請求書の郵送は必須です。
- ・ 相続等で戸籍をさかのぼって必要な場合には、通数が変わり、追加の決済をご依頼することがあります。また、余分に決済いただいた場合には、返金いたします。

②定額小為替を同封

- ・ 発行6か月以内のもの。おつりの無いようにお願いします。指定受取人名、領収欄は記入しないでください。定額小為替は郵便局で購入できます。購入時に1枚あたり200円の料金がかかります（ゆうちょ銀行ホームページより）。
- ・ 相続等で戸籍をさかのぼって必要な場合は、手数料を多めに入れてください。余った小為替はご返送いたします。

5 110円切手（お急ぎの方は速達料金と合わせて410円）を貼って、あて名、あて先を書いた返信用封筒

- ・ あて先は、本人確認書類に記載された現住所（住民登録地）としてください。
- ・ 代理人が特定事務受任者（弁護士等）であっても、委任状による請求をする場合には、返信先は本人確認書類に記載されている住所あてになります。

6 請求先

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区役所 戸籍住民課 戸籍郵送担当

- ・ 必要な戸籍の本籍地の市区町村役場に請求してください。
- ・ 郵便事故による未着については、責任を負いかねます。

(印刷が難しい方向け) 便箋等を書いていただく場合の内容

1 委任状

(1) 必要な戸籍の	①本籍、筆頭者
	②氏名と生年月日
	③戸籍全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)等の種別
	④戸籍個人事項証明(抄本)の場合は、必要な方の氏名
	⑤必要な通数

(2) 本人(委任者)の	①住所
	②氏名
	③生年月日
	④昼間連絡のとれる電話番号

(3) 請求する方(代理人)の	①住所
	②氏名
	③生年月日

(4) 請求する理由・用途(できるだけ詳しくお書きください。)
〈例〉パスポート申請のため／〇〇資格取得のため／公的年金の裁定請求のため／児童扶養手当の申請のため ／〇〇の死亡に伴う相続手続に〇〇の出生までさかのぼった戸籍が必要なため 等

2 戸籍謄本等請求書

(1) 必要な戸籍の	①本籍、筆頭者
	②氏名と生年月日
	③戸籍全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)等の種別
	④戸籍個人事項証明(抄本)の場合は、必要な方の氏名
	⑤必要な通数

(2) 請求する方(代理人)の	①住所
	②氏名
	③昼間連絡のとれる電話番号

(3) 戸籍の使いみち(委任状の範囲でお書きください。)

・記載内容を証明することのできる資料を送付していただくよう願います。